



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第37回 シンポジウム「法律で憲法を変える？ — 国家安全保障基本法とはなにか？ —」報告

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

2014年4月16日、当会主催、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会共催（順不同）で上記シンポジウムが行われた。

現時点では「国家安全保障基本法（以下、「安保基本法」という）」の本年中の提出は見送られる情勢であるが、安保基本法の考え方に沿った複数の関連個別法の提出が予定されており、安倍政権の目指すところが全て謳われている安保基本法を検討する必要性は依然として高い。

本シンポジウムは、憲法改正および憲法解釈変更問題について各メディアで精力的に発信されている当会会員の伊藤真弁護士と、憲法・安全保障問題に真摯に取り組んでいる東京新聞の半田滋氏をお呼びして、安保基本法と関連する問題についてじっくり議論するというものであった。

シンポジウムは、高中正彦会長による、武器輸出三原則の事実上の撤廃、自衛隊の海外活動の拡大準備等、昨今の急速に進行する安保関連情勢の指摘と、それを踏まえて安保基本法について考えていきましょうとの呼びかけで始まった。この時点で会場は満員で立見客も見受けられた。

第1部は、伊藤真弁護士による安保基本法の問題点の指摘である。日本国憲法の理念、立憲主義と恒久平和主義が確認された後、安保基本法の問題点が逐条で解説された。ほぼ全ての条項に問題点があり、時間の制約のためやや急ぎ足の解説となったが、内容は非常に高度であり、会場全体が集中して聞き入った。また、最新の自民党の主張に対応し、国連憲章上の集団的自衛権の位置づけと性質、砂川判決が集団的自衛権行使を認めていないことについて追加で解説された。

第2部は、半田滋氏から、第一次安倍内閣まで遡る安倍政権の目標の分析、自衛隊の海外活動の両面（平和維持・人道支援活動と、米軍後方支援）、安倍政権のいう限定的な集団的自衛権行使の内実など、盛りだくさんの報告がなされた。ユーモアを交えた内容で、第1部とは雰囲気を変え、会場では時折笑い声が響いた。

第3部は、会場からの質問を踏まえた質疑応答である。尖閣紛争への対応などシビアな質問には、講師の両名からそれぞれ、軍事力だけで対応するのは危険を増すだけで、対話と相互理解、法と正義に則った対応をすべきだと回答された。そして最後は、一人一人の参加者が周囲や政治家に働きかけていくしかないとして締めくくった。

最後に中本源太郎当センター代行から、弁護士会として、憲法と人権を擁護する立場から、憲法の危機にあたり今後も積極的に活動していくと約束して最後の挨拶とした。

2月の大雪で延期となり広報が行き渡るか危ぶまれたが、水曜夜にもかかわらず、市民、学生、弁護士等合わせて230名が弁護士会館に集う大盛況となった。これは、両講師の人気に加え、憲法問題に対する市民の意識の高まりを示すものと思われる。

当センターは、この意識の高まりを広げていくべく、昨年にも増して積極的に活動する予定である。もちろん、当センターの活動が独善となってはならず、当会会員の支持と協力も不可欠である。会員の皆さんには、当センターの活動を是非注視いただき、意見、叱咤激励等を頂戴したい。

*表紙裏にカラー写真掲載